ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

二水会セミナー

「インドにおける訴訟の特徴・背景 およびD&O保険の補償内容」

東京海上日動火災保険株式会社インド・チェンナイ駐在員 萩原圭介

(資料作成者)
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
外国法共同事業
弁護士(日本・ニューヨーク州) 琴浦 諒

2023年3月8日(水)

資料作成者の経歴



琴浦 諒 パートナー

- 2003年弁護士登録
- インドの法律事務所での勤務経験を生かし、日本企業によるインドへの進出(現地法人、支店、駐在員事務所等の設立および運営)、合弁会社設立、インド企業の買収、規制調査および各種申請等の規制対応、販売契約や代理店契約等の契約の締結、労務管理、知的財産権管理、訴訟対応その他インド関連の法務問題全般に関するアドバイスを多数行っています。
- ICC規則準拠仲裁、SIAC規則準拠仲裁など、主にインド企業その他のアジアの企業を相手方とする国際仲裁案件の経験を豊富に有しています。

経歴

- 京都大学法学部(2002年)
- インドムンバイのAmarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Co法律事務所(現事 務所名 Cyril Amarchand Mangaldas及び Shardul Amarchand Mangaldas) 勤務 (2007年9月-2008年5月)
- 米国Columbia Law School (LL.M.) (2009年5月)
- ニューヨーク州弁護士登録(2010年2月)

役職

● パートナー弁護士

連絡先

• E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com

• Tel: 03-6775-1111 06-6485-5700

• Fax: 03-6775-2111

本セミナーの要点

- 1. インドにおいて訴訟が頻発する理由と背景
- 2. インドの訴訟進行と時間がかかる理由と背景
- 3. インドにおける取締役・役員個人が被告となる訴訟
- 4. インドの日系企業やその取締役・役員個人が、訴訟で被告になった場合のリスク
- 5. 上記リスクのヘッジ方法の1つとしてのD&O保険

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

1.訴訟社会インド(訴訟頻発の理由)

歴史的、文化的背景

- インドは、1947年の独立に至るまで、長期にわたる英国による植民地支配を経たという歴史的経緯から、英国の統治制度、法体系を多く導入しており、いわゆる英米法のコモンロー (common law) の法体系を採用している
- <u>インドは英米式の契約社会。また、「揉めたら裁判で解</u> 決」という発想が強く、訴訟に対する抵抗感が低い
- インド人の権利意識は強い(一方で、債務不履行への抵抗 感は低い)
- 紛争解決に時間がかかることをあまり厭わない

社会的背景

- 人口が多く、また多民族国家であるため、「社会常識」や 「共通の理解」に頼りづらい
- 連邦制
- 弁護士数が非常に多い
- →**歴史的、文化的背景や社会的背景が米国に非常に似ている** 米国について「訴訟社会」という感覚を持っている日本人、日本

企業は多いがインドが「訴訟社会」という認識は少ない そのため、インドに進出後、頻発する政府当局やインド企業から の訴訟提起に悩まされる日本企業が少なくない

⇒ <u>米国と同様、インドにおける訴訟頻発問題は、一種の「カント</u> <u>リーリスク」と考えるべき</u>

インドの弁護士(1)

- インド弁護士会(Bar Council of India)が統計をとっていないため、インドの弁護士の正確な総数は不明
 - 2011年に会員からの情報開示請求に対してインド弁護士会から「弁護士数は約130万人であり、1年に4%程度ずつ増えている」という回答がなされている。しかし、インド弁護士会の会長は、2016年には、「弁護士数は約200万人」とも回答している
 - 弁護士数は600万人超という説もあるが、「年間5万人程度の増加数」(=法学部の卒業者数の合計)という数字に鑑みれば、150~200万人程度が現実的な数字であろうと思われる

インドの弁護士(2)

■ 弁護士資格

- 2011年までは、日本の司法試験のような資格試験はなく、5年制のIntegrated Law School、または3年制のLaw Collegeを卒業すれば、少額の登録料を支払うことで、誰でも弁護士になることができた
- 2011年以降、All India Bar Examinationと呼ばれる試験が一応導入された(合格率は7割程度)が、これに合格する必要があるのは、法廷代理人活動をする場合のみ。それ以外の弁護士としての活動には不要であるため、「卒業すれば弁護士になれる」状況に変化なし
- ⇒ **質のばらつきが非常に激しい。「簡単になれる」がゆえに、弁 護士の社会的地位はそれほど高くなく、弁護士を目指す優秀な学 生は多くない**(インドでは、優秀な学生は、医師やITなど、理系 職を目指すことが多い)

インドの弁護士(3)

- 弁護士数の多さと資格試験が無いことの弊害
 - ◆ 大手法律事務所であれば比較的質は確保されているが、それで もばらつきがある
 - 日本企業側が任用する弁護士の質の問題もあるが、相手方のインド人/インド企業が任用する弁護士の質の問題も大きい激しい競争の中、仕事が少ない弁護士も多く、着手金を安く設定して、個人や中小企業から、大企業や外国企業相手の訴訟を請け負う、米国でいう「ambulance chaser」「class action lawyer」のような弁護士も相当数いる
 - ⇒ 日本企業を含む外国企業はターゲットになりやすい

インドの弁護士(4)

■ 中大手法律事務所

- クオリティ、サービスレベルの問題から、日本企業がインドで弁護士を任用する場合、現地の中大手法律事務所とならざるをえない
- 中大手法律事務所の弁護士費用はそれなりに高額。多くはタイムチャージだが、アワリーレートは、パートナーが400-600米ドル程度、アソシエイトが200-400米ドル程度。ある程度のディスカウントはあるが、それでも日本と比べても相当に高い。
- 外国企業向けと国内企業向けレートが異なる事務所も多い
- ⇒ <u>インドの現地企業や個人が訴訟を提起する場合にかかるコス</u>トは安い一方、それに応訴する日系企業の側のコストは高い

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2.インドにおける訴訟進行(訴訟遅延の理由)

インドにおける訴訟進行(1)

- 膨大な訴訟件数と未済滞留案件
 - 個人や中小企業が弁護士を非常に安く雇えるため、権利意識の強さとあいまって、**提起される訴訟や審判の件数それ自体** が非常に多い
 - 一方で、<u>訴訟や審判を処理する側の裁判所、審判所のリソー</u> スは非常に限られている
 - 上記の結果、インドの裁判所、審判所には、膨大な量の未済 滞留案件が溜まっており、訴訟に時間がかかる理由の1つ。 「今日、訴訟を提起しても、実際に審理が開始するのは1年 後」ということが、特に高等裁判所レベルでは頻繁にある

⇒**インド政府はこの問題を認識しており、改善策も検討されているが、事実上解決方法が無い**。「裁判を受ける権利」は憲法上の権利であり、原理的に訴訟提起自体を制限する方法がないため

インドにおける訴訟進行(2)

- 裁判(審判)期日の進行
 - 案件数が極めて多いこともあり、
 <u>3~6か月に1回程度しか入らない</u>ことも珍しくない
 - **期日が極めて簡単に流れてしまう**。「裁判官が忙しい」、 「前の案件の期日が長引いたので」という、日本では考えられないような理由で期日が流れてしまう
 - 相手方が、指定された期限までに書面を提出せず、実際の審理ができない場合でも、<u>裁判官は期日を延期することに極め</u>て寛容。3、4回程度であれば延期を認めることが多い。
 - ⇒ **「インドでは裁判に時間がかかる」と言われる理由は、ほと んどここにある。当事者が議論を尽くしている、ということでは全くなく、単に期日が空転し続けているだけ**。次回期日が4か月間隔で指定される場合に、2、3回こういうことが起こると、あっという間に1年が経過

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

3.インドにおける取締役・役員個人が被告となる訴訟

インドにおける取締役・役員個人が被告となる訴訟

- インドにおいて取締役・役員個人や被告となる訴訟の種類
 - <u>インドでは株主代表訴訟で、取締役(あるいは役員)個人が</u> 被告となることはほとんどない
 - インドで取締役・役員個人が被告となる訴訟は、通常の訴訟。 たとえば、債務履行請求訴訟、不当解雇を争う労働訴訟など。 或いは政府機関による処分への不服申立て訴訟など
 - インド人やインド企業が、日本企業のインド子会社に対して インドで訴訟を提起する場合、多くのケースにおいて、当該 子会社本体とともに、当該子会社の取締役や役員個人(日本 にいる日本人や、インドの日本人駐在員を含む)や日本の親 会社等を被告に含めてくる

インド側における訴訟での被告選択

- なぜ被告に取締役・役員個人や親会社を含めてくるのか
 - 「会社は個人が事業をするための器に過ぎない」、「『会社 の行為』というものは存在せず、全ては個人の行為である」 というインド特有の考え方
 - 「被告を多数列挙することは簡単かつ追加コストがかからないので、とりあえずたくさん入れておこう」という発想。実際の必要性等はあまり考えていない
 - 訴えを起こす側は簡単に被告に取締役・役員個人を含めることができるが、含められた側は応訴を検討する必要がある

民事訴訟において取締役・役員個人が被告となる場合の対応

- 民事訴訟で、取締役・役員個人が被告に含められた場合の 対応
 - 裁判所に対し、「被告から外してほしい」と申し立てる
 →しかしながら、インドの裁判所がこの申立てを認めること
 はあまりない。「取締役・役員個人や日本の親会社は無関係」、「被告から外してほしい」と主張しても裁判所から認められないことが多い
 - 取締役・役員個人(インド在住者)は個別応訴は基本的に不要。会社の弁護士がまとめて代理すればよい
 - ただし、取締役・役員個人に対する独自の請求がある場合、 会社と取締役・役員個人の利益が相反する場合などは、取締役・役員個人に、会社とは別の弁護士をつける必要がある

政府機関を相手方とする訴訟(取締役・役員個人への処分の取 消訴訟)

- 政府機関による取締役・役員個人への行政処分
 - インド証券取引委員会(SEBI)や、インド準備銀行(RBI)などのインドの政府機関は、会社に対する行政処分を行う際に、取締役・役員個人も処分対象とすることが少なくない
 - 取締役・役員個人が行政処分の対象とされた場合、処分取消等を争う訴訟においても取締役・役員個人が当事者とならざるを得ない
 - この場合、会社の弁護士と、取締役・役員個人の弁護士は分けることが通常

実際に日系企業の日本人取締役・役員個人が被告となっている訴訟の実例(1)

- 取引相手、顧客からの訴訟
 - 債務履行請求訴訟、損害賠償請求訴訟 など
 - 日本的な感覚では、会社だけを相手方とすれば良いはずであるが、取締役・役員個人も被告に含めてくるのがインドにおける一般的なプラクティス
- 従業員からの労働訴訟
 - 解雇取消請求訴訟、損害賠償請求訴訟 など
 - たとえば、解雇取消訴訟において、元従業員は、会社に対する不当解雇主張とともに、特定の取締役・役員個人によるハラスメント等を主張してくることが多い
 - 特定の取締役・役員個人によるハラスメントを主張しない場合であっても、取締役・役員個人も被告に含めてくる

実際に日系企業の日本人取締役・役員個人が被告となっている訴訟の実例(2)

- 政府機関による行政処分に対する取消訴訟
 - インド証券取引委員会(SEBI)による、インド証券取引法違反を理由とした会社及び取締役・役員個人に対する行政処分の取り消しを争う訴訟
 - インド競争委員会(CCI)による、インド競争法違反を理由 とした会社及び取締役・役員個人に対する行政処分の取り消 しを争う訴訟 など
- 取締役・役員個人に対する行政処分の具体的内容
 - 罰金
 - 一定期間の役職就任停止 など

取締役、役員個人に対する行政処分がなされたり、それに対する取消訴訟が提起されたとしても、インドへの入出国が制限されることは通常はない

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

4.インドで訴訟になった場合のリスク

インド国内で訴訟になった場合のリスク(1)

- 非常に時間がかかる
 - 未済滞留案件の多さや、期日が簡単に延期されてしまうこと などにより、10年以上にわたって訴訟が続くことも
 - 第一審で勝訴しても、相手方(政府機関を含む)から控訴されると、高等裁判所や最高裁判所と、三回にわたって争うことが多いため、非常に時間がかかる
- 高額な弁護士費用
 - 中大手法律事務所を代理人弁護士として起用する場合、 1000万円単位のコストがかかることも。
 - さらに、高等裁判所レベル(及び最高裁)になると、Senior Counselを起用することになるため、期日1回あたり、50~ 200万円のコストがかかる

インド国内で訴訟になった場合のリスク(2)

- 判決内容が不合理なことも
 - インドは、他のアジアの国に比べれば、司法権の公正さは維持されている(裁判官の汚職等は基本的に存在しない)が、特に地方裁判所レベルや、労働審判所など一定の専属管轄を有する裁判所、審判所の場合、首をかしげる内容の判決が下されることも少なくない。
 - 高等裁判所以上まで行くと、合理的と言える内容の判決が下される可能性が高い(敗訴の場合でも、納得ができる理由付けでの判断が下されていることが多い)。
- 控訴、上告のリスク
 - 地方裁判所レベルで日系企業が勝訴したとしても、インド側から控訴、上告がなされるリスクが非常に高い
 - 特に政府当局が相手方の場合、ほぼ100%上訴される
 - ・ 控訴、上告された場合、さらに時間と費用が掛かる

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

5.インドにおける訴訟リスクの回避

インドでの訴訟を回避する方法

- 契約書に基づかない訴訟、インド専属管轄の訴訟の場合
 - 訴訟提起自体を回避する方法はない
 - カントリーリスクとして諦める
- 契約書に基づく訴訟の場合
 - <u>紛争解決方法として、日本または第三国での仲裁を契約上合</u> <u>意することで、インドでの裁判を回避する</u>
 - 仲裁の場合「誰でも彼でも被告に入れる」という方法は採れ ない(仲裁廷から必然性を問われ取り下げるケースが多い)
 - インド側は、通常、紛争解決方法としてインドでの裁判を主張してくるが、可能な限り避けるべき
 - 労働訴訟や会社法に関する訴訟など、インド国内の裁判所 (審判所)に専属管轄が認められている訴訟の場合、仲裁合 意にかかわらず、インド国内の裁判所(審判所)に管轄権が 認められてしまう。

取締役・役員個人に対するD&O保険の付保 (1)

- 取締役・役員個人に対するD&O保険の付保
 - インドにおいて訴訟提起自体を回避することは容易ではない
 - 訴訟になってしまうと、取締役・役員個人が被告とされてしまうことが多い
 - → 取締役・役員個人が被告となった場合の訴訟・弁護士費用負担リスクのヘッジの観点から、会社(日系企業の子会社、関連会社)が日本人駐在員を含む取締役・役員個人に対して D&O保険を付すことが極めて有益
 - 合弁契約やM&Aの株主間契約においても派遣取締役に対する「D&O保険の付保」を義務付ける規定を設けることが一般的(#Bのぼ)

(規定例)

The Company shall obtain and maintain a directors' and officers' liability insurance policy for the directors and officers nominated by the Acquirer, as per the prevailing policy of the Company, issued by a reputable insurance company.

取締役・役員個人に対するD&O保険の付保 (2)

- インドでD&O保険を提供する保険会社
 - インドの大手の損害保険会社(general insurance company)の多くは、D&O保険を提供している(IFFCO TOKIO General Insurance Company Limitedは、D&O保険をインドで提供している日系のインド現地保険会社の1つ)
 - D&O保険の保険料は、支払限度額など、内容によっても大きく異なるが、年間数十万ルピーから、カバレッジが大きい場合には、年間100万ルピーを超えることも

連絡先

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 東京オフィス

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング20階(総合受付)

- ♥ 03-6775-1000 (代表)
- ●03-6775-1111 (琴浦直通)



D&O保険

(Directors & Officers Insurance)

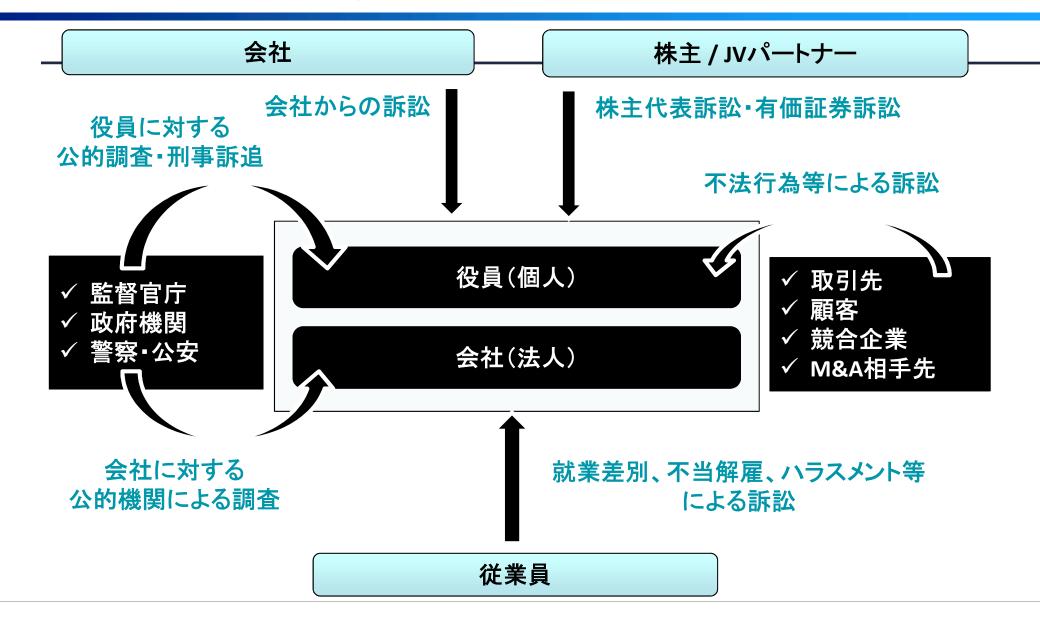
March 2023

Tokio Marine Asia

tokiomarine.com

Life & Health | Property & Casualty

1. 経営を取り巻くリスク



2. D&O保険の補償内容 - まとめ

経営(役員&会社)に生じる損害・費用を包括的に補償

補償分類		主な補償内容 (お支払いする保険金)		
	I 役員に関する補償 ※欧米で「Side A」と呼ぶ補償に近い内容	✓ 役員に対する法律上の損害賠償金・ 争訟費用✓ その他、役員に発生する費用		
会社に対する補償	Ⅱ 会社補償に関する補償 ※欧米で「Side B」と呼ぶ補償に近い内容	✓ 会社が役員の負担する損害に対して 補償した場合の補償責任を補償		
	Ⅲ 会社に関する補償 ※欧米で「Side C」と呼ぶ補償に近い内容	✓ 会社に対する法律上の損害賠償金・ 争訟費用✓ その他、会社に発生する費用		

30

3. 本社のD&O保険との関係と、現地加入の必要性

- ✓ 本社の役員と会社が補償されているケースが標準型で、オプションによって国内子会社、海外子会社を補償に含めることができる。
- ✓ 国内子会社については、本社と同じく役員と会社が補償対象となる。一方で、海外子会社については、日本からの出向者のみが補償対象。
- ✓ 海外子会社のプロパーおよび会社を補償したい場合には、当該国の保険会社と D&O保険を契約する必要がある。

所在	国内			海外		
会社属性	本社	子会社		子会社		
役員属性	在籍	出向者	プロパー	出向者	プロパー	
役員の補償	0	0	0	0	×	
会社の補償			0		×	

3. 本社のD&O保険との関係と、現地加入の必要性

- ✓ 日本本社のD&O保険に加えて、海外においても当該国の保険会社とD&O保険を契約した場合には、以下のとおり、出向者・プロパーともに、また、会社も含めて補償対象となる。
- ✓ 海外子会社の経営をお守りするためには、出向者のみの補償では不十分であり、 各国でD&O保険にご加入いただくことが望ましい。

所在	国内			海外	
会社属性	本社	子会社		子会社	
役員属性	在籍	出向者	プロパー	出向者	プロパー
役員の補償	0	0	0	0	0
会社の補償)	0		

ご清聴ありがとうございました。

Q&A